

告 示

埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで